和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。）の支払に係るもの

ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの

［ホ・ヘ　略］

［八～十三　略］

［2・3　略］

附　則

［条を削る。］

百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。）の支払に係るもの

ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの

［ホ・ヘ　同上］

［八～十三　同上］

［2・3　同上］

附　則

（平成二十八年熊本地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条　その取引が平成二十八年熊本地震に係る寄附のために行われるものである場合における第四条第一項第七号の規定の適用については、同号中

「ヘ　現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもの（当該取引の対価のうち、商品若しくは権利の代金又は役務の提供のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）」

とあるのは、

「ヘ　現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもの（当該取引の対価のうち、商品若しくは権利の代金又は役務の提供のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

ト　現金の受払いをする取引で為替取引のうち、平成二十八年熊本地震に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引に先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合における当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

とする。

2　平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であって、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。

この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うこ